

福谷	<p>未来創造ちばの福谷章子でございます。通告に従いまして、質疑を行います。</p> <p><u>まず、議案第163号・平成23年度千葉市一般会計補正予算についてです。</u></p> <p>今回の補正予算は、国の第3次補正に伴う液状化対策に係る経費、校舎、屋内運動場耐震補強実施設計、生活保護費、認可外保育施設に対する支援経費の計上とともに、今後5年間の指定管理委託料と南部蘇我土地区画整理組合の支援に係る債務負担行為の設定をするものです。</p> <p>そこで、まず初めに伺います。</p> <p>債務負担行為の設定についてですが、今回の補正の債務負担行為の追加は38億9,800万円の枠内で設定するものですが、将来負担比率への影響はどのようになるか、伺います。</p> <p>次に、学校施設の耐震化についてです。</p> <p>東日本大震災の被害を踏まえて、学校施設の耐震化はできるだけ早い時期に完了させることが必要であると考えます。千葉市内の学校施設の耐震化は、ほかの政令市に比べてもおこなわれています。今回の補正は、それらの補強実施設計を行うためのものですが、校舎、屋内運動場、それぞれ何棟実施するのでしょうか。今後、補強実施設計を必要とする校舎、屋内運動場は、それぞれ何棟残っているのでしょうか。また、当初計画と比べてこれでどのようになるのか。最後に、ほかの政令市と比較した耐震化率はどのようになっているか、伺います。</p> <p><u>次に、議案第169号・和解について伺います。</u></p> <p>この議案は、南部蘇我土地区画整理組合及びその保証人らに対し、銀行3行から提起された貸金等請求訴訟において、裁判所から市に話し合いの場に参加するよう要請があり、参加してきたものです。このたび、裁判所から和解を勧告され、組合に対して平成27年3月31日までに3億5,000万円支出するというものです。勧告では、この事業は高い公共性を有し、この事業を終結させることによって健全な市街地の供給に役立つことにかんがみると、被告組合及び被告保証人らが最大の努力をしてもなおこれを終結させるのに不足するところについては、千葉市による援助が不可欠というべきであるとしています。この3億5,000万円が地方自治法第232条の2に基づく補助金として適正かどうか、また、地方自治の本旨として、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とすることに立脚して判断するべきであると考えます。</p> <p>そこで伺います。</p> <p>まず、組合運営の適正性についてです。</p> <p>理事長の報酬費も含め、組合の運営経費はどのくらいか、現状と過去の推移についてお示してください。組合施行の区画整理は保留地処分費で事業費を生み出しているのが一般的ですが、南部蘇我の保留地処分の全体事業費に占める割合はどの程度か。バブルが崩壊し、先行きが不安な状況になったところにおける市の組合指導の状況はどうだったのか、伺います。</p> <p>次に、市の事業との関連についてです。</p> <p>市が組合施行を認めた根拠は何か。南部蘇我地区の整備の必要性を市はどのように考えていたのか。区画整理がスタートした後に蘇我町線を整備することになり、そのことが事業の遅延を招き影響があったとの声もあるが、実態はどうか。区画整理区域内の組合員数と現在の居住者数について、市にとってこの地区はどのような位置づけで整備をする必要があったのか、お答えください。</p> <p>次に、和解の内容についてです。</p> <p>勧告によれば、組合に対しては9億円の賦課金と保留地の少なくとも3億円での売却を求めています。組合員の負担は1人当たりどのくらいになるのか。保証人は3億円の負担としていますが、何人いて、どのように負担をするのか。</p> <p>次に、区画整理地内に市が所有している土地について伺います。</p> <p>区画整理地内の市の所有地に対する賦課金は幾らか。区画整理地内の市の用地面積及び処分可能な土地の面積並びに売却した場合の見込み額について示してください。</p> <p>最後に、和解の話し合いの中で、銀行や保証人などの利害関係者それぞれの対応状況はどのようになっているのか、お聞かせ願います。</p> <p><u>次に、議案第170号から175号について伺います。</u></p> <p>これら6議案は指定管理者の指定に関するものですが、今回指定される6施設のうち3施設は公募、3施設は非公募となっています。</p> <p>そこで伺います。</p>
----	---

公募、非公募の基本的な方針についてお示しください。

指定管理者の審査に当たり、指定の基準にかかわる審査項目のひな形が見直されています。どのような見直しが行われたのか、伺います。

次に、それぞれの施設について順次伺います。

議案第 170 号の千葉市ビジネス支援センターについてです。

ビジネス支援センターは、企業の経営及び創業を支援することにより、千葉市産業を振興し地域経済の発展に寄与するための施設です。まず、この施設を非公募とした理由は何か、お示しください。選定評価委員会による評価シートの総合評価では、利用料金収入が計画額を上回り、管理運営経費の縮減も図られたとあります。計画と比べてどのようになったのか、お示しください。創業支援は重要な目的であります。創業を支援した企業の成果はどうか、お示しください。会議室はどのように使われているか、伺います。

次に、議案第 171 号・千葉市富田都市農業交流センターについてです。

都市農業交流センターは、都市部と農村部の交流を図るとともに、農業を振興することにより地域の活性化に寄与する施設とされています。管理運営は、地元住民や農家の育成も兼ねて地元の管理運営組合を指定し、非公募としています。非公募とした理由は何か、お示しください。都市住民が継続してかかわれるような自主事業にはどのようなものがあるか、伺います。

次に、議案第 172 号・千葉市乳牛育成牧場についてです。

本議案は、乳牛育成牧場の指定管理者に千葉酪農農業協同組合を指定するものです。乳牛育成牧場は、市内酪農家の子牛を預かって育て、酪農の健全な発展を図ることを目的としている施設です。指定管理者の選定に当たり、今回も非公募とした理由について伺います。また、乳牛育成牧場の千葉市酪農への影響は大きいものと思われまます。昨今、口蹄疫や放射線に汚染された稲わらの問題など酪農には厳しい状況が続いてきましたが、千葉市の酪農の現状はどうか、お答えください。

次に、議案第 173 号・千葉市子ども交流館について伺います。

子ども交流館は、千葉市唯一の大型児童センターに類する施設として、設置目的である子供の健全な育成と交流について成果を上げていると評価しています。しかし、市内に1カ所しかなく、中央区の子供たちを中心とした利用となっているようでもあります。

そこで伺います。

市民の平等な利用を促進するという観点から、子供を利用対象としている施設として、より広い地域の子供たちにそのサービスを提供する方策が必要と考えますが、予定候補者は交流館に簡単には来ることができない子供たちへのサービス提供をどう考えているのでしょうか、お聞かせください。予定候補者の選定に当たり、指定管理者選定評価委員会の答申において、選定理由に特に子供の参画、支援を要する子供への対応等、施設の設置目的を達成するために重要な事業についてすぐれた提案がなされていたとの記述がありましたが、具体的にどういった内容の提案がなされていたのか、お示しください。

次に、議案第 174 号・千葉市子育て支援館について伺います。

千葉市子育て支援館の指定管理者については、単に施設を解放したり管理を行えばよいというものではなく、児童福祉法などに定められた地域子育て支援拠点事業やファミリー・サポート・センター事業など専門的な能力や人材、さらには各区の子育て支援関連施設の連携といったことが強く求められるものと考えます。市の説明によりますと、今回、市が指定管理者として選定した理由の中にも同法人が市内のほとんどが加盟している団体であることや加盟園が千葉市の子育て支援センターを受託していることから、保育園の持つ子育て支援のノウハウを生かして、地域子育てに関する助言、技術支援、技術指導など特性を生かした事業実施を期待する旨の説明がありました。今回は公募により決定されたということですが、この子育て支援館の事業の特性を考慮すると、仮にほかの事業者が指定管理者となった場合、事業がうまくいくのかといった疑問もあります。実際に説明会には複数の事業者が参加したものの、事業の困難さや収益性などを考え、結果的には1社の応募しかなかったとのこと。

そこで伺います。

今回の募集に当たり、なぜ非公募とせず公募により募集を行ったのか。また、今後の選考に当たっては非公募を含め募集方法を見直すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、議案第 175 号・千葉市科学館についてです。

千葉市科学館は、日常の視点で科学をとらえ、子供から大人まで楽しめる参加体験型科学館として、

	<p>科学に関する知識の普及啓発と青少年の想像力の涵養を図っているとのこと。2007年のオープンの際には3年が勝負と言われましたが、着実に入館者をふやしています。今回は、2社が応募し現在の指定管理者が選定されましたが、提案された指定管理委託料は選定された者が高くなっています。提案された2社の指定管理委託料とその差額についてお示しください。選定評価委員会の答申を踏まえて、市が最終的にこのトータルメディア開発研究所・凸版印刷共同事業体を選定した理由は何か、お示しください。</p> <p>以上で1回目の質疑を終わります。</p>
<p>財政局長</p>	<p>議案第163号・平成23年度千葉市一般会計補正予算のうち、債務負担行為補正についてお答えします。</p> <p>将来負担比率への影響についてですが、将来負担比率の算定対象となる債務負担行為に基づく支出予定額は、公共施設または公用施設の建設事業費など、地方財政法第5条により地方債を財源とすることができる経費などであり、今回設定する債務負担行為については、将来負担比率への影響はありません。</p>
<p>教育次長</p>	<p>議案第163号・平成23年度千葉市一般会計補正予算のうち、教育施設整備についてお答えします。</p> <p>まず、校舎、屋内運動場の補強実施設計の棟数についてですが、校舎は33棟、屋内運動場は26棟の実実施設計を行います。</p> <p>次に、今後の補強実施設計を必要とする校舎、屋内運動場の棟数についてですが、校舎は71棟、屋内運動場は14棟となります。</p> <p>次に、校舎、屋内運動場の当初計画との違いについてですが、校舎は今年度30棟の実実施設計を行っており、このたびの補正で33棟追加することから、合計63棟の設計が終了することとなります。これにより、平成24年度以降に実施設計を必要とする棟数は104棟から71棟となります。また、屋内運動場は今年度19棟の実実施設計を行っており、校舎と同様に26棟追加することから、合計45棟の設計が終了することとなり、平成24年度以降に実施設計を必要とする棟数は、40棟から14棟となります。このことから、設計が終了した学校施設については、速やかに補強工事に移行し、事業の前倒しを行うことが可能となります。</p> <p>次に、他の政令指定都市と比較した耐震化率についてですが、平成23年4月1日現在の政令指定都市の耐震化率の平均は86.4%となっており、本市は耐震化率70.0%と仙台市を除く18指定都市中15番目となっております。</p> <p>次に、議案第175号・千葉市科学館の指定管理者の指定についてお答えします。</p> <p>まず、提案された5年間の指定管理委託料ですが、トータルメディア開発研究所・凸版印刷共同事業体は20億5,742万1,000円、SFG千葉は19億663万1,000円で、その差額は1億5,079万円です。</p> <p>最後に、トータルメディア開発研究所・凸版印刷共同事業体を選定した理由についてですが、千葉市教育委員会指定管理者選定評価委員会において、施設の管理能力、プラネタリウムや企画展などの事業内容、経費等を総合的に評価した結果、募集要項や管理運営の基準等で求める水準を満たしていること、また、総合計において第1順位の得点を獲得しているなどの理由により、当共同事業体を指定管理予定候補者とすべきとの答申が出されました。この答申を受け、教育委員会では、選定評価委員会の答申のとおり選定することで、科学館の効用が最大限に発揮され、市民サービスの向上が図られるものと判断したものでございます。</p>
<p>都市局長</p>	<p>議案第169号・和解についてお答えします。</p> <p>まず、理事長の報酬を含めた組合運営費の推移についてですが、設立認可当初の事務費は約800万円ですが、都市計画道路蘇我町線の補助期間である平成8年度から平成12年度につきましては、業務代行契約を締結しており、業務委託費が組合運営費である事務費に含まれておりますので、年間1,774万円から約1億1,083万円で推移しております。その他の年度につきましては、年間1,375万円から3,960万円で推移をしております。</p> <p>次に、保留地処分が全体事業費に占める割合についてですが、総事業費170億8,500万円のうち保留地処分金収入は61億6,000万円であり、割合としましては約36%であります。</p> <p>次に、バブルが崩壊したころの組合指導の状況についてですが、毎年、前年度の事業報告、事業予定等のヒアリングを実施するとともに、事業計画の変更の際には事前協議を行う等事業が適正に行われているか確認し、必要に応じて指導、助言を行っております。また、平成16年に資金計画の見直し、賦課金を導入することについて指導を行っております。これを受け、組合は平成19年7月の総会にお</p>

	<p>いて賦課金 10 億 6,000 万円の負担を提案しましたが、否決となっております。</p> <p>次に、市が組合施行を認めた根拠についてですが、当該地区につきましては、土地区画整理事業による整備が必要な地区として、昭和 16 年 5 月 12 日に南部地区として都市計画決定された地区の一部であります。しかし、当該地区の当時の現況は農地等であり、住宅地としての土地利用がなされていないことから、地権者による組合施行の土地区画整理事業が適しているため、市で施行せず組合施行となりました。認可権者である千葉県に対し、土地区画整理法に基づき適正に設立認可申請がなされたものであり、法的要件を備えている限り認可しなければならないこととなっております。</p> <p>次に、当該地区の整備の必要性をどのように考えていたかについてですが、本事業は既に南部区域の一部として施行区域の都市計画決定がなされ、近年少しずつ市街化区域化されつつある当該地区のスプロール化を防止し、良好な住宅地とするため、道路、公園等の公共施設の整備改善及び宅地の利用増進が必要であると考えておりました。</p> <p>次に、都市計画道路蘇我町線の整備による影響についてですが、蘇我町線の整備により事業の施行期間については、当初計画より 1 年延びることとなりましたが、事業計画の変更に当たっては、事業期間の見直しとともに資金計画の見直しも行っていることから、影響はなかったと考えております。</p> <p>次に、組合員数と現在の居住者数についてですが、組合員数は平成 23 年 9 月末現在で 687 名、居住者数につきましては約 2,400 名となっております。また、本市にとっての当該地区の位置づけ並びに整備の必要性についてですが、当該地区については、昭和 16 年 6 月 12 日に土地区画整理事業を施行すべき区域として都市計画決定がなされており、平成元年当初、少しずつ市街化されつつある当該地区の状況をかんがみ、無秩序な市街化を防止し健全な市街地の造成を図るため整備の必要があったものです。</p> <p>次に、賦課金の 1 人当たりの負担についてですが、地権者の負担についてはそれぞれの土地の面積に応じて算定されるため一概にはお答えできませんが、1 宅地を 50 坪として計算した場合は約 70 万円となります。</p> <p>次に、保証人の人数と負担額についてですが、保証人の負担額については、事業認可当初の保証人 9 人が連帯して保証することとなっております。その後、相続が発生した結果、現在、保証人は 12 人となっております。個々の負担額につきましては、保証人間の協議で決定されておりますが、現段階では明らかにされておられません。</p> <p>次に、市有地の賦課金についてですが、区画整理区域内の市有地約 6,700 平方メートルに対して約 2,700 万円の賦課金が見込まれます。</p> <p>次に、区域内の市有地面積及び処分可能面積並びに売却した場合の見込み額についてですが、市有地 6,700 平方メートルのうち処分可能な土地は約 4,500 平方メートルで、これを売却する場合は、概算で約 3 億 6,000 万円ほどになります。</p> <p>最後に、銀行や保証人等の利害関係者の対応状況についてですが、各銀行につきましては、裁判所により示された和解勧告に対して応諾する旨の意思表示を直接裁判所に示しており、保証人につきましても、12 人の協議のもとに和解勧告に応諾する意思表示が示され、さらに、組合においては、10 月 2 日に開催された総会において 9 億円の賦課金徴収が可決されたところであります。</p>
<p>総合政策局長</p>	<p>議案第 170 号から議案第 175 号についてのうち、所管についてお答えします。</p> <p>初めに、指定管理者の募集に係る公募、非公募の基本的な方針についてですが、指定管理者の募集に当たっては、原則公募とし、施設の設置目的及び機能、業務の特性から指定管理者としてふさわしい者が限定される場合や、施設のあり方を再検討する必要があるなど、特段の事情が認められる場合に限り、条例の定めるところにより例外的に公募を行わないものとしております。</p> <p>次に、審査項目のひな形の見直しについてですが、平成 23 年第 1 回定例会予算審査特別委員会における一層の税源の涵養や市内事業者の育成などにも留意した選定基準や統一的な方針を設け取り組まれないとの御指摘を踏まえ、指定管理者の指定の基準のひな形を見直し、今回の提出議案に係る案件から適用したところであります。具体的には、市内産業の振興、市内業者の育成、市内雇用への配慮といった項目を盛り込むとともに、施設の類型に応じ、事業実施型と施設管理型とに区分した 2 種類のひな形を作成しました。</p>
<p>経済農政局長</p>	<p>議案第 170 号、議案第 171 号及び第 172 号についてお答えします。</p> <p>まず、千葉市ビジネス支援センターについて非公募の理由ですが、千葉市ビジネス支援センターは、本市の産業を振興し地域経済の発展に寄与するための施設で、市の産業振興施策と一体的かつ効率的な管理運営が求められております。特にインキュベーション施設は専門的知識を蓄積し、長期的な視点で</p>

継続性のある支援を実施することが起業家やベンチャー企業の支援強化につながり、新事業創出の促進に効果的であることから非公募といたしました。

次に、利用料金収入と経費の縮減についてですが、平成19年度から22年度までの利用料金収入は、計画額を26.8%上回る1億1,136万6,000円の実績となっており、また、経費の縮減については、市からの委託料支出額が当初計画に比較して22.9%減の3億2,890万9,000円となっております。

次に、創業を支援した企業の成果ですが、インキュベート施設卒業企業数は59社で、存続している49社のうち市内定着企業は39社となっており、約80%が市内に定着しております。また、本年8月の調査により把握できた市内13社の雇用者数と総売り上げの推移を見ますと、支援開始時が雇用者が9人で売り上げが1億1,900万円、卒業時が15人で2億8,400万円、直近決算時は28人で4億6,000万円となっており、右肩上がりの成長を伺わせる状況となっております。

次に、会議室はどのような使われ方をしているのかについてですが、経営及び創業に関する研修や講座等の開催、展示会、商談会、産学官や異業種の交流など、産業振興のために利用されております。なお、平成22年度の会議室等の利用状況は、利用者数が12万5,113人、稼働率は72%となっております。

次に、千葉市富田都市農業交流センターについてお答えいたします。

まず、非公募の理由についてですが、指定管理予定候補者の富田町管理運営組合は、地元農業者を中心に組織された住民団体である利点を生かし、施設の効用を最大限に発揮しつつ、都市部と農村部の交流や地域の活性化に効果的な事業展開を図ることが可能であると判断し、非公募といたしました。

次に、都市部の住民が継続的にかかわれる自主事業についてですが、平成19年度から開始した栽培収穫体験農園は、苗や肥料、農機具を管理組合で準備し、月2回程度指導を受けながら作業を行い、約18種類の野菜が収穫できることから、年々利用者が増加しております。また、農作業を通じて交流と活動の場を広げ、健康づくりを促進する高齢者いきいき健康園芸事業やじゃがいもや落花生のオーナー制度を実施しております。今後も、都市住民のニーズに合った事業の促進に努めてまいります。

次に、千葉市乳牛育成牧場についてお答えします。

まず、非公募の理由についてですが、指定管理予定候補者の千葉酪農農業協同組合は、乳牛の健康管理や分娩介助など多岐にわたる業務を運営する能力と突発的な事故や病気に対し即応できる知識と経験を持つ団体であります。また、高能力牛の飼育技術が高く、子牛の預託先として安心感と信頼性が高いことから非公募といたしました。

最後に、本市の酪農の現状についてですが、平成22年度の本市の酪農家数は47戸で2,259頭の乳牛が飼育されており、生乳生産量は1万4,453トンで、県内では南房総市に次いで第2位の生産量を誇っております。また、千葉県は全国第3位の生乳生産量で、首都圏への供給基地として重要な役割を担っております。しかしながら、昨年発生した口蹄疫を初め従事者の高齢化や後継者不足、さらには飼料価格の高騰などにより、酪農を取り巻く環境は厳しい状況でございます。今後とも、本市酪農の維持、発展のため支援体制の充実を図ってまいります。

こども
未来局
長

議案第173号及び議案第174号についてお答えをいたします。

初めに、千葉市子ども交流館につきまして、まず子ども交流館に簡単には来ることができない子供たちへのサービス提供をどう考えているのかについてですが、提案では、施設が離れているからという理由で利用が困難である子供たちへの対応を検討課題として取り上げ、子ども交流館のある中央区以外の区におきまして、公共施設や商業施設を活用し、各区年1回以上お話し会や工作教室などの出前講座の実施を提案しております。また、子供が長期入院している専門病院や特別支援学校などへの出前講座の実施、さらには本市が地域の身近な子供の居場所として計画しておりますこどもカフェとの連携等も提案しております。

次に、子供の参画、支援を要する子供への対応等の具体的な提案内容についてですが、子供の参画につきましては、子供が社会の仕組みや状況を知ることにより、自己主張ができる人間となり、自分の夢の実現方法を身につけられるよう支援することを目標とし、自分の意見をきちんと言えるようになるための考える力講座、社会における自分の役割や将来の生き方を考える機会とする中学生の職業体験などにつきまして、具体的な提案がなされております。また、支援を要する子供への対応につきましても、職員研修による障害のある子供や虐待を受けている子供の受け入れ体制の整備、NPOとの連携による相談の実施、保護者の悩みを改善するためのセミナーの開催、さらには児童相談所、青少年サポートセンター等関係機関との連絡、連携体制の強化などにつきまして提案がなされております。

	<p>次に、千葉市子育て支援館につきましてお答えをいたします。</p> <p>子育て支援館の指定管理者を公募とした理由ですが、平成19年度初めての指定管理者の指定に当たり複数の事業者から応募があったこと、また、他の都市における同種の施設において公募により指定管理者を選考していること、さらには、今回、事前に複数の事業者から応募に関する問い合わせ等があったことなどから、公平性の確保及び優良な事業者の確保の観点から公募による募集といたしました。なお、今後の募集方法につきましては、公平性、透明性を確保した上で、当施設の機能や役割を初め、これまでの応募状況、さらなる効果的な事業展開等を考慮しつつ検討してまいります。</p>
福谷	<p>それでは、2回目の質問をいたします。</p> <p>南部蘇我地区の区画整理事業についてですが、南部蘇我区画整理事業では総事業費170億8,500万円のうち保留地処分金収入は61億6,000万円で、割合は約36%とのことですが、千葉市内のほかの組合施行の区画整理と比べると割合が低いのではないかと思います。その要因は何かお示しください。</p> <p>また、二つ目に、なぜ市施行としなかったのか、お聞かせください。</p> <p>三つ目に、和解の話し合いで、市はどのようなスタンスで臨んできたのか、お聞かせください。</p> <p>四つ目に、和解勧告への市以外の利害関係者の対応は、和解を受け入れることとなっているようですが、市が和解を受けなかった場合、想定される問題は何かお示しください。</p> <p>最後に、現在2,400人が住み、市民生活を送る中で和解が成立しなかった場合、住民にはどのような影響があるのか、お聞かせください。</p>
都市局長	<p>都市局長（鈴木達也君） 議案第169号・和解についての2回目の御質問にお答えします。</p> <p>まず、保留地処分金収入の割合が低い要因についてですが、近年施行された組合区画整理事業に比べ低い割合となっておりますが、当初事業計画では約99%であり、その後、蘇我町線整備を導入したことにより約82億円の補助金収入とともに事業費が増額となったことから、結果として割合が低くなっております。</p> <p>次に、市施行としなかった理由についてですが、当該地区は土地区画整理事業による整備が必要な地区として昭和16年5月12日に南部地区として都市計画決定された地区の一部であります。しかし、当該地区の当時の現況は農地等であり、住宅地として土地利用がなされていないことから、地権者による組合施行の土地区画整理事業が適しているため、市施行とせず組合施行となりました。</p> <p>次に、和解の話し合いに臨んだ際の本市のスタンスについてですが、組合を初め関係者の自助努力により事業が収束すべきであることを念頭に置き、話し合いの場へ参加しておりました。</p> <p>次に、本市が和解を受けなかった場合に想定される問題についてですが、和解不成立となり、貸金等請求訴訟の判決が言い渡され、銀行が勝訴することが考えられます。その場合に想定されることとして、勝訴した銀行3行は組合及び保証人の財産の差し押さえを行い、組合から預金の引き出し及び保留地処分を行うとともに、保証人の財産処分を行うなどして債権を回収することとなります。この時点で組合運営費がなくなり、総会の開催及び証明・許可の発行等、組合運営ができなくなることが予想され、休眠状態に陥ることとなります。その結果、健全な市街地の造成、市街地の促進という事業目的を達成することができず、当該地区が荒廃することとなり、地区内に居住する市民や地権者に大変な不安や損害を与えることとなると思われまます。</p> <p>最後に、和解が成立しなかった場合の住民への影響についてですが、和解が成立しなかった場合に、本市が補助すべき金額はすべて組合員による賦課金徴収として負担していただくこととなりますが、賦課徴収できない場合には、組合が債務を返済できないため、事業が完了できず、さらに債務が膨らみ続け悪循環となります。そして、換地処分ができないため、組合員の土地登記の形状、地積等が事業施行の前そのまま現地と一致せず、また、保留地所有者は登記することができないことから、権利保全が図れず、土地等の権利が確定できないため、金融機関からの融資が受けられない、また、不動産取引等が停滞する等のおそれがあります。このような状況が長期に続くと、住民は多大な不安にさらされ、居住者の地区離れ等による市街地の空洞化が懸念されます。</p>
福谷	<p>今、るる伺いました。このあとは、常任委員会で議論を深めていくわけですがけれども、今伺いました例えば学校施設の耐震化については、ほかの政令市に比べておこなわれている現状がありますので、今後の見直しなども含めて審議をしていきたいと思います。</p> <p>指定管理者については、議会の指摘によって選定基準のひな形を事業実施型と、それから施設管理型に区分した後のひな形の初めての今回は適用となります。したがって、そのひな形が適正に機能しているかどうかという点と、それから公募、非公募の妥当性について常任委員会のほうで議論を深め</p>

る必要があるかと考えております。

最後の和解の議案については、まず一つは、この南部蘇我土地区画整理事業の公益性について、そして、もう一つは、裁判所が示す和解勧告の位置づけについて、それから、当該地域に居住する市民の生活権について、また、組合運営の適正性について、そして、市財政への影響についてというようなことを争点にしながら審議を深めていかなければならないと考えております。今後、常任委員会でしっかりと審議をしていきたいと思っております。

御清聴ありがとうございました。